

## 自動販売機設置事業者公募 募集要項

朝倉市では、次のとおり自動販売機の設置を募集します。

公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上で参加してください。

### 1 公募に関する事項

#### (1) 公募物件の概要

| 物件<br>番号 | 所在地                  | 設置個所                     | 面積                            |                               | 設置<br>台数 | R6 年度売上<br>実績数（本） |
|----------|----------------------|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------|-------------------|
|          |                      |                          | 自動販売機<br>サイズ                  | 回収ボックス<br>サイズ                 |          |                   |
| 1        | 朝倉市<br>甘木<br>198-1   | 朝倉市総合市民センター<br>(屋外・屋根付き) | 1.805 m <sup>2</sup>          |                               | 1        | 8,975             |
|          |                      |                          | 奥行 0.95m<br>幅 1.2m<br>高さ 1.9m | 奥行 0.95m<br>幅 0.7m<br>高さ 1.9m |          |                   |
| 2        | 朝倉市<br>杷木池田<br>483-1 | 杷木地域生涯学習センター内(屋内)        | 1.805 m <sup>2</sup>          |                               | 1        | 2,492             |
|          |                      |                          | 奥行 0.95m<br>幅 1.2m<br>高さ 1.9m | 奥行 0.95m<br>幅 0.7m<br>高さ 1.9m |          |                   |

※面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分及び放熱余地を含みます。

※設置台数を超える台数の設置はできません。

※実績数は、令和6年度の売上実績数です。ただし、今後の売上数を保証するものではありません。

※売上手数料には、消費税及び地方消費税を含みます。

※売上手数料のほか、別途行政財産使用料及び電気料の負担が必要となります。

※販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

#### (2) 使用許可期間

ア 令和8年4月1日から令和9年3月31日

イ ただし、必要性や使用状況を勘案して支障がないと市長が認める場合は、公募条件を変更しないことを前提に、最大1年間更新することができます。

(最長使用許可期間2年間：令和10年3月31日まで)

ウ 使用にあたっては、行政財産使用許可申請書を提出すること。

(3) 用途

自動販売機（アルコールを含まない飲料水等）の設置・運営に限ります。

(4) 行政財産使用料、売上手数料及び電気料・その他経費負担

ア 行政財産使用料

朝倉市行政財産使用料条例により算出し、市長が定める方法にて指定する期日までに納付すること。

※使用料算定式＝（課税台帳価格×0.04）×（使用面積÷敷地面積）

イ 売上手数料

・最低売上手数料率は、全物件ともひと月の総売上の20%以上とします。

・売上手数料は当該月分を翌月に納付すること。

・売上手数料に1円未満の端数が出た際は、切捨とすること。

ウ 電気料

自動販売機の設置に伴う電気料については、下記のとおり計算することとします。

※使用料算定方法

設置する個機ごとに計量機器（子メーター）を取り付け、実費を支払うものとする。子メーターは設置事業者が取り付けを行う。

【計算式】

$$\begin{array}{lcl} \text{当該子メーターが接続する} & & \text{当該子メーターが表示する月間消費} \\ \text{親メーターを基に算出された} & \times & \text{月間消費電力量} \\ \text{市が払う電気料月額総額} & & \hline & & \text{当該親メーターが表示する} \\ & & \text{月間消費電力量} \end{array}$$

エ その他の経費負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は設置事業者の負担とします。

(5) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別添「仕様書」のとおりとします。

## 2 公募参加資格

公募に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に該当する暴力団員ではないこと。また、これら暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (3) 暴力団及び暴力団の依頼を受けて入札に参加しようとするものではないこと。
- (4) 自動販売機の設置・運営義務について、過去 2 年の間に本市、国及び他の地方公共団体と規模を同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (5) 市税並びに申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 法人にあつては、福岡県内に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあつては、福岡県内に居住し業を営んでいる者であること。

## 3 公募参加申込

公募に参加しようとする者は、期間内に応募申込書等必要な書類を提出する必要があります。

- (1) 応募申込書等の受付期間及び提出場所

| 応募申込書等の受付期間             | 提出場所              |
|-------------------------|-------------------|
| 令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水）から | 〒 8 3 8 - 0 0 6 8 |

|                                               |                                                         |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 令和7年11月26日（水）まで<br>（月曜日を除く）<br>の9時から17時まで（必着） | 福岡県朝倉市甘木198番地1<br>朝倉市 文化・生涯学習課 文化振興係<br>電話 0946-22-0001 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------|

※提出書類は、朝倉市ホームページからダウンロードできます。

## （２） 提出書類

| 番号 | 提出書類                                  | 法人 | 個人 |
|----|---------------------------------------|----|----|
| ①  | 自動販売機設置に係る応募申込書（様式1）                  | ○  | ○  |
| ②  | 誓約書（様式2）                              | ○  | ○  |
| ③  | 見積書（様式3）                              | ○  | ○  |
| ④  | 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）                 | ○  | —  |
| ⑤  | 住民票                                   | —  | ○  |
| ⑥  | 自動販売機設置の実績調書（任意様式）                    | ○  | ○  |
| ⑦  | 設置する自動販売機のカatalog<br>（外観及び仕様が確認できるもの） | ○  | ○  |
| ⑧  | 県内の営業所一覧表（様式4）                        | ○  | ○  |
| ⑨  | 朝倉市税の滞納がないことの証明書<br>（朝倉市内に事業所がある場合のみ） | ○  | ○  |
| ⑩  | 申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない<br>ことの証明書  | ○  | ○  |

※①については、参加を希望するものに○を付けてください。

※③見積書（様式3）については無地封筒に入れ、のり付けをして、「見積書在中」と朱書きし、表に応募者の住所・氏名又は法人の所在地・商号を記入すること。

※④、⑤、⑨、⑩については、発行後3か月以内のものとしします。（写し可）

※⑥については、自動販売機の設置・運營業務について、過去2年の間に本市、国及び他の地方公共団体と規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者であることの具体的実績を記載してください。

## （３） 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留）

## （４） 応募申込書等必要書類の審査

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる申込者に対してはその旨を通知します。この通知を受けた申込者は、この選考に参加することができません。

当該審査の結果は、不適合の場合のみ、令和7年11月28日（金）までに通

知します。なお、設置予定の自動販売機が1（5）に定める仕様に適合しないと認められる場合は、公募参加申請者に対し、機種変更を指示する場合があります。

#### 4 選 考

##### （1）選考日

令和7年12月5日（金）

##### （2）設置予定事業者の決定

ア 市が定める最低売上手数料率（ひと月の総売上の20%）以上で、かつ、最高の%をもって見積をしたものを設置予定事業者とします。ただし、同率の見積をした者が2者以上あるときは、当該公募事務に関係のない職員のくじ引きによって、設置予定事業者を決定します。

イ 設置予定事業者が決定した場合、FAXで設置予定事業者名及び売上手数料率を応募者全員にお知らせします。

#### 5 選考の無効

次の各号の一つに該当する見積は無効とします。

（1）公募に参加できる資格を有しない者がした見積

（2）談合又は不正手段により見積したとき

（3）見積者又はその代理人が同一見積事項に2以上の見積をしたとき

（4）見積書の%、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、その他主要な事項が確認できない見積

（5）最低売上手数料率（ひと月の総売上の20%）を下回るもの

（6）本市から交付される「見積書」以外の様式を使用した見積

（7）見積書の記名押印のないとき

（代理人による見積の場合は社印〔実印〕不要）

（8）その他、朝倉市契約に関する規則に違反し、又は市長の定める見積条件に違反して見積したとき

## 6 留意事項

- (1) 契約は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- (2) 受付期間内に限り見積を辞退することができます。その場合は、辞退届（様式5）を受付期間内に提出してください。

## 7 設置予定事業者の手続き

### (1) 契約の締結 要

ア 選考日の翌日から起算して7日以内に契約書を取り交わします。

イ 設置予定事業者が契約を締結しない場合は、当該決定は効力を失うものとします。この場合、今後3年間朝倉市の自動販売機設置の公募への参加はできません。

ウ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）を朝倉市文化・生涯学習課文化振興係（電話 0946-22-0001）に提出してください。

### (2) 契約保証金 免除

- (3) 行政財産使用許可 設置事業者に決定したものは、令和7年12月12日（金）までに行政財産使用許可申請書を提出すること。

## 8 自動販売機の設置

令和8年4月1日（水）からとします。

## 9 質疑の受付

令和7年11月19日（水）までFAXでのみ本件に関する質問を受け付けます。

質問票は様式7を使用してください。

質問を受け付けるFAX番号：0946-23-0697

## 10 その他

### (1) 現地（設置個所）確認

必ず現地を確認してください。日程については、事前に下記所管係と調整を行ってください。

物件番号1・2（朝倉市文化・生涯学習課文化振興係 0946-22-0001）

(2) その他

ア 本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び朝倉市契約に関する規則（平成 18 年朝倉市規則第 51 号）の定めるところによるものとします。

イ 公募に関する事務手続きに要する一切の費用については、申請者の負担となります。

# 仕様書

## 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

### 1 自動販売機の仕様

#### (1) 自動販売機の種類

災害対応型自動販売機

＊省エネ・環境配慮型（ノンフロン・ヒートポンプ機等）のタイプで、災害時には自動販売機の飲料等を無料で取り出すことができる機器とすること。

#### (2) 大きさ

自動販売機は面積に収まる大きさとする。また、商品補充、メンテナンスのための扉開閉等に、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をすること。

### 2 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

#### (1) 自動販売機の設置

自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準を準拠した転倒防止措置を講じること。また、作業当日の段取りについては、事前に所管課と調整すること。また、コンセント口ひとつに対して、差込プラグひとつとすること。

#### (2) 電気メーター（電力使用量計測用子メーター）の設置

ア 設置する自動販売機の電気使用量を計測する子メーターを設置すること。

イ 設置にかかる費用は設置者の負担とすること。

#### (3) 管理運営

ア 食品衛生について、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

イ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

ウ 使用済み容器の回収ボックスを設置すること。

エ 商品の搬入等を行う時間及び経路については、所管課の指示に従うこと。

オ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

カ 流通経路が寸断するなど、飲料水等の確保が困難な災害時に朝倉市が飲料等の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料等は無償提供すること。

(4) 販売商品および販売価格

ア 販売商品は、飲料等（清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。

イ 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。  
（カップ式は不可）

ウ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

エ 飲料以外の販売商品は、自動販売機全体の3分の1を超えないこと。